

防災対策調査特別委員会

(平成25年4月12日)

小林博次委員長

おはようございます。

それでは、ただいまから第31回防災対策調査特別委員会を開催させていただきます。

お手元には資料31 6 2まで資料が配付されていますので、よろしく。

順番にいきますが、資料31 1は前回のまとめでございます。資料31 2は災害に強いまちづくり、これのまとめの文章でしたが、修正がありましたから、修正箇所は削除と挿入が一目でわかるようにしてありますが、これを読んでいるとやりにくいので、何もなければきれいな文章を用意してありますので、配らせていただきます。

それでは、お配りいたしました修正のっていない完了したもの、こっちのほうを議会議事務局にちょっと朗読をさせます。

一川議事課主幹

当委員からの意見からでよろしいですか。

小林博次委員長

そうです。もっと下からでいいわ。5行目から。

一川議事課主幹

朗読します。

災害に強いまちづくりを実現していくためには、まず、ハード面での整備が必要です。防潮堤や河川堤防などの耐震化や液状化対策を実施するとともに、伊勢湾の湾口に防波堤を築いたり、防潮堤を補強するなどの津波対策を検討していくべきと考えます。

また、市内内陸部を走る東名阪自動車道や、現在整備を進める北勢バイパスから沿岸部に向かう東西の道路のうち、北部、中部、南部で3ルート程度を高架化するなど、沿岸部への物資の輸送や津波からの避難に活用するといった考え方で整備も重要です。

石油コンビナートのタンクなどの危険物や、四日市港のコンテナ等の流出対策としては、フェンスや防護壁の設置、周辺道路のかさ上げなどの対策を検討していく必要があると考えます。

特に、石油コンビナートと民有地が隣接している第1コンビナート周辺では、住民の安全・安心のため、石油コンビナートの外周部分に土を盛り、深く根を張る広葉樹などを植樹するといった対策なども検討していくべきと考えます。

また、地域における防災拠点となる地区市民センターのうち、特に浸水予測地域にあるものについては、津波避難ビルとしての活用も可能となるよう、3階建て以上での建てかえを早急に検討するとともに、浸水予測区域外にサブ拠点を整備することも視野に検討を進めるべきだと考えます。

あわせて、集会所や病院などを津波避難ビルなど防災拠点として対応できるよう建てかえる際には補助することも検討するべきと考えます。

さらに、活断層に対する道路、水道、橋梁等の対策とともに、公の施設や防災拠点となる病院などの施設を今後整備していく際には、活断層から15m以上離して建物を建築するべきだと考えます。

ほかにも、浸水地域に保管されている文化財等（鯨船、大入道山車等）の保護という観点から、例えば浸水しないように土地をかさ上げた上で、文化財をまとめて収蔵する建物を建築し、日常的には展示場として観光にも活用するといった取り組みも検討していくべきだと考えます。

ハード面での整備には多額の費用が必要となるため、本市として何を実施するべきか、また、その優先順位を定めた計画を策定し、できる部分から早急に取り組むとともに、国や県に対策を要望したり、機会を逃すことなく、国や県の防災に関する支援や補助の動向を見きわめて対応していくことが必要です。

ソフト面での災害に強いまちづくりに向けての対策については、防災、減災に関する知識の普及、啓発や、ボランティアの育成、支援、震災後における心のケアまで考えて取り組みを進めるとともに、震災前の災害に強いまちづくりにおいても震災後の復興においても、地域社会での防災・減災活動の基盤となるコミュニティを維持、発展させる取り組みが非常に重要であると考えます。

地域コミュニティが活性化して、人と人とのきずなが強くなれば、情報伝達、避難、避難所運営から復興に至るまで、災害に関するすべての活動において強化が見込めると考えます。

次に、道路の配置や区画整理なども含めた災害に強いまちづくりの考え方については、被災後に突然計画が住民に示されても理解が得られず、スムーズに復興が進まないと考え

るため、日常時に地域内で災害に強いまちづくりの問題を取り上げて、その計画の協議、検討を行っていただくとともに、計画の合意がなされた地域から被災する前に災害に強いまちづくり計画を実現していくよう努めるべきだと考えます。

また、地域の中心となる道路の設置や拡幅、住宅密集地における空き地・空き家対策を実施することにより、被害を最小限に抑えるだけでなく、避難する際などにも有効な災害に強いまちが実現できると考えます。これらの取り組みは、地域コミュニティの活性化にもつながっていくと考えます。

最後に、行政が縦割りで協力体制や施策の相互調整ができていないと、スムーズな復興も災害に強いまちづくりを行っていくことも困難であると考えます。

本市では現在、有事の際には危機管理監が副市長相当の権限を持ち、全部局に対しリーダーシップをとることとしていますが、危機管理監を市長直轄の副市長級と位置づけるとともに、危機管理室を危機管理局として機能強化し日常的に全部局の危機管理を統括することで、災害に強いまちづくりに向けた取り組みに関して、全庁的な総合調整が円滑に行えると考えます。

あわせて、機能を強化した危機管理局が消防本部とも協議や訓練等を密に行い、計画と実動の連携強化を図ることで、災害に対して24時間対応することも可能になると考えます。

以上です。

小林博次委員長

というぐあいに、この前議論のあった点をこんなふうに修正させていただきました。  
中村委員、どうですか。

中村久雄委員

だいたい言ったとおりに直っていると思います。

小林博次委員長

だいたいね。

こんなところでよろしいですか。

早川新平委員

最後の2行目のところで、機能を強化した危機管理局が消防本部とも協議や訓練等をするところなんですけれども、本当に有事の際というのは危機管理局が中心になるという意味でいいんですか。訓練とか、そういうものは消防本部と合同でやるというところがあるんですけれども、体制が大きくなってしまうと、船頭が2人いるとどこへ行くかわからないので、あくまでも危機管理局が中心であるという意味で、訓練とか、そういうものは消防本部と連携をとるといいます。今のところだと、全庁的にやると、ここが全部掌握していて、各部局でいろんな職員も担当になっているので、そういう意味でよろしいんですね。

小林博次委員長

そうですね。

早川新平委員

ありがとうございます。

森 康哲委員

危機管理局を創設することなんですけれども、局長は置かないということなんですかね。危機管理課があくまでその局の……。

小林博次委員長

危機管理局そのものがまだ存在しないわけで、ですから、今よりも体制を強化した部局が……。ですから、そこには当然長がいると思います。

森 康哲委員

危機管理局を創設するときには局長を置いて、それが副市長級になると。そうすると危機管理監はなくなるということ。

小林博次委員長

組織として、消防と危機管理と二つ、多分あると思うので、そのあたりは役職は存在するのと違うかな。まだ細部にわたって議論していないので。

森 康哲委員

今から議論をしていただけるんですかね。それとも、もうこれはここまででとどめて。

小林博次委員長

そうね。とりあえず漠然とここまでで。

森 康哲委員

そうですか。そうすると、私の感想なんですけれども、現在、災害が起きたときを見ますと、危機管理室と消防本部の連携がとれていない部分があるのかなと感じているもので、委員長もこういうふうな書き方をされていると思うので、やはりその辺の意思統一だけこの委員会の中ではしておいたほうがいいのかと思うので。よろしくお願ひしたいと思ひます。

小林博次委員長

森委員からそんな問題提起がありました、当然……。

早川新平委員

今、森委員おっしゃったとおりで、議会としてはこういう指摘というか、こういう方策でいろんな対策を練っていただきたいという希望はあるんですが、実際、掌握してもらっている危機管理局なり、今だと危機管理監なり危機管理室というのがあって、現場が僕は一番正直大事だと思っているんですね。現場が組織を持っていたら、その組織を円滑に機能するのにどうするのが一番適しているのかということは現場の方が一番よく知っていると思うんですよ。今、森委員が指摘された消防本部との連携がとれていないと。これははたから見ているので、現実には危機管理局はどうなんだと。そういったところはこういうふうになれば機能しやすいよという現場の声を取り入れるのが僕は一番大事かなというふうに常々思っているんで、そこのところは、今なら危機管理監という危機管理室のところの意見をやっぱり集約してもらって、これだとちょっと齟齬が出てくるところもあったり、機能しにくいところがあるという問題点をこちらから出してもらって、それをバックアップするのがこういう特別委員会かなというふうに私は思っているんで、こちらだけの議論ではなしに、こっちがまず大事かなというふうに僕は常々思っているのですね。

小林博次委員長

議論の進め方として、とりあえず危機管理監の感想を聞かせてもらってということできたいと思うんですが。

吉川危機管理監

吉川です。

連携がとれていないというご指摘もいただいたり、いろいろご支援もいただいておりますが、前回も意見を求められて申し上げましたように、昨年から改善された点は、庶務規程等、議会でもご質問がございましたので、庶務規程等で、平常時の危機管理監が全庁的に各担当部長を指揮監督できるというふうな、今までは設置規程だけでしたので、それに加えて役割も明確にさせていただいたということで、役割はそれで果たしていけるというふうに考えております。

ただ、今、ご意見にもありましたように、消防と防災というのは、どうあるべきかというところでは、前にも申し上げましたように、一元化するという消防防災局、これが危機管理局になるのかどうかわかりませんが、そういった方策もありましょうし、あるいは、ここにご提案いただいている、もっと大きく、副市長級が全体を掌握する中で、危機管理局と消防本部がさらに連携を深めていくという方法もあると。

都市規模、それから、都市間の特性によりまして、かなり全国的にも違いがありますので、私は、現場というのはやはり統率のとれた指揮命令系統にあるというのが一番いいのかなという、消防出身ですので、そのように感じているんですが、そういう意味では消防防災局というのも一つの方策かなと思うんですが、ただ、絶対にこれというところもなかなか見つけにくい。といいますのは、消防防災局長がいればいいのかというと、先ほどの指揮系統でも一元化していいように思うんですが、いざというときに、それぞれの役割分担が違うわけですので、機能が1人に集約すると、またそれもいい点と悪い点、デメリットもある。

そんなところで、市長に直轄した形の組織というのは必要なんですが、それを全庁的にどういうふうに機能させていくかというのは非常に難しい課題でして、その点では、ある意味、もう少し危機管理室の当初の目的は実務じゃなくて、もっと大きな全体のクライシスマネジメントをするための組織であるというふうに私は理解しているんですが、それが

リスクマネジメントも含めてやっているなので混乱しているのかなという気もいたします。

ただ、改正していただいたので、今のところ、そういうことで連携もしながらやっておりますので、継続する中で、災害等も経験しながら変わっていくという組織もございますので、そういった点では、政令市なり中核市なりというところの横の並びも見ながらの組織づくりというのが必要かなと、そんなふうに考えております。

以上です。

小林博次委員長

早川委員、どうですか。

早川新平委員

今の危機管理監はちょっと正直、何が言いたいのかわからなかったんだけど、聞いていて。

例えば、職員が11人体制になって、人数的には強化をした。この中で一番大事なのは、いろんな考え方を持ってみえるんですね。その中で一番機能しやすいというものをそこから出していただければ、我々はバックアップするので、例えば皆さんが指摘をされた消防本部との連携がうまくいっていないという、外から見えるんだと。でも、中からはやっています、きちんとあるんだよということを言われればそれ以上は言えないので。

だから、あらゆる角度からね。私らは今までずっと31回してきていただいたときに、あくまでも常に平時で考えている対応で、実際、これが有事になったときには、このままの動きというのは半分できないと思っているぐらい。だから、平時の今だからこそ準備をしなければならぬことというのがいっぱいあって、それでさえ有事のときに100%の機能はしないという、そういう角度から、有事の時点であらゆる角度を想定して対策を練っていないと非常に難しいんだろうなと。

機構としては、11人の精鋭がやっていただいているんだから、ここはこうあればもっと機能しやすいよということを書いていただければ、我々はどれだけでも支援するんだけど、やっぱり現場の声というのは、僕は常々、企業でも何でも一番大事だと思うので、よろしくお願ひしたいということです。

以上。

小林博次委員長

消防本部、何かコメントはありますか。

矢田消防救急課長

消防救急課長の矢田でございます。

私も災害時のときには消防本部の警防本部作戦室を立ち上げる責任者の1人でございます。ご質問の中の危機管理室と消防本部との連携はどうかというところでは、災害時の有事の際は非常にうまくいっていると思います。消防本部の場合は政策推進監を災害対策本部を派遣していますので、2名派遣して、1次体制のときには情報のお互いのやりとりもしていますし、ネットワーク上、LANが消防本部と本庁とちょっと違っているところがありますけれども、そのネットワークも消防の災害状況の各署から集まった情報も災害対策本部で見られるように設定を変えてやっていますし、情報収集、それと、災害対応の面では、連携という部分では非常に今でもうまくいっているというふうには考えております。

以上です。

森 康哲委員

では、この間の台風17号のときの消防団の機能別分団の配置、これはどういうふうなことであったんですか。中央部に対して全く配備できなかったじゃないですか。そういうことを言っているんですよ。現場がうまくいっていないというのは。危機管理室としては把握していたわけですから、冠水しているというのは。だけど、消防はほかで手いっぱい、動けなかった。こういう事例があるんだから、そういうことはどうなんですかと聞いているんだから、うまくいっていると言ったらいけないよ、それは。

矢田消防救急課長

消防救急課長の矢田でございます。

台風17号の折の機能別対応班の対応については、いろいろほかの最初に入った情報、あときはたしか川島地区のほうへ向けて準備をしていたのが、そちらでも要らなくなった、対応しなくてもよかった。次に、楠地区のほうの対応が入った時点で、その中央部への対応というのが、水防対応班を派遣することができなかったという現状はございます。

森 康哲委員

だから、現実的に、中央部への対応ができなかったんだから、それは認めなければいけないし、本来なら全市的に対応するべきの機能別分団が機能しなかったんだから、その対策は今後していかないといけない。それをやっていくのが消防本部でできないなら、危機管理室で連携してやっていくべきだし。いろんな情報が危機管理監のところ集まるんだから、それを一元化してやるには、消防本部だけではできないんじゃないかなということを行っているんですよ。

矢田消防救急課長

消防救急課長の矢田でございます。

基本的に機能別対応班については、全市対応という考えではありますし、対応が先々に入った情報の中での対応になると思いますし、そういった中ではより有効的な活用は図っていききたいというのは消防本部でも考えております。

そういった中では、今、連携という中で、消防本部としても、災害対策本部、危機管理室との連携のところでは、もっとよりよい連携を、今でもその連携はちゃんとやっているんですけど、災害対応についてより有効的な活用ができるように今後も努めていきたいという考えでおります。

森 康哲委員

もっと具体的に言うと、今、機能別分団に配備されているダンプが2台ありますよね。1台壊れていますよね。修理していますよね。2台置いてあるうちの1台が修理して、まだ使えない状態ですよね。そういう情報というのは危機管理監、ご存じですか。いざ災害のときに使えないんですよ、今、1台。そういうことを言っているんですよ、連携がとれていないというのは。多分、ご存じないと思うんですよ。一回、教えてください。

吉川危機管理監

把握しておりません。

森 康哲委員

そういういざ災害が起こったときにどういうふうに動かすかというのは、やっぱりいろんなイメージがあって、作戦も立てていると思うんですよ。だけど、資機材が壊れていて使えないという情報はきちっと伝えておくべきだし、そういう連携がとれていない以上は現状というのは変えていく必要があるんじゃないかと。

以上です。

小林博次委員長

この項では、今の危機管理体制では少し日常的に災害に強いまちづくりを図っていこうという視点で見るとかなり抜けているところがあるなということで、それをもう少し強化する意味で危機管理局みたいな組織が要るのではないかとということを前提にして、あと、実際に危機管理局という部局と消防本部は、日常的な連携の中で訓練で統制がとれるようなことを図っていく必要があると思っていますけれども、それはそんな考え方でいいのと違いますかね。日本語の使い方としてはあまりぴったりはしていないと思っているんだけど。

森 康哲委員

今一つ聞いたのは機能別分団のことを聞いたんですけど、例えば中消防署にとまっている50m級の去年配備したはしご車、あれも使えないことを知っていますか、今。去年入れた消防車とはしご車があるんですけども、それが2台とも今リコールがかかっていて使えないんですよ。そういう情報は知っていますか。

吉川危機管理監

把握しておりません。

森 康哲委員

こういうことを言っているんですわ。危機管理室としてどうこうではなくて、やっぱり連携というのはそういうところが大事なんじゃないかなということをお願いしたいと。

小林博次委員長

わかりましたか。

やっぱり実態として一体化できるようなことがないと、なかなかいざというとき対応できないので、そこら辺はもう訓練の中からやってもらう。

吉川危機管理監

吉川でございます。

今ご指摘のところは、私も持論として持っておりますけれども、消防、防災がやはり一体化していないと、非常にそういう現場が動かないということがございます。それを改善するには消防防災局が一番いいわけなんですけど、ただ、そうしますと、消防がやっぱり本庁の中になんかいないといけない。もっと全庁的な動きがとれるような消防本部の組織でないといけない。そういったこともありますので、これは一つの例ですけれども、また逆に、危機管理局というものがもっと大きい視点の中の組織であれば、その中に消防本部のスタッフがあって連携を密にしていくという話もありますし、細かい話をすれば、本当に危機管理室がもっと消防の人員を取り入れて、フィフティー・フィフティーぐらいの構成であってもいいし、そういういろんな要素がありまして、私はそういう意味では消防、防災は一体によく機能するようにしていくというのは現場の声であるというふうに理解をしております。

ただ、それだけではすべてが解決しないということも認識をしておりますので、よろしくお願いいたします。

以上です。

野呂泰治委員

同じような追加なんですけど、わかってもらえると思うんですけど、例えば福島県で原発のああいう事故があったときに、もうご存じのように、本社と現場、発電所の中とのやりとりというのは、もう我々、報道機関を通じていろいろありましてわかっていますが、ああいうことが現実には起こったときには起こり得るんですわ。危機管理監ということで、この本庁の中が本部になっていても、実際に現場はあらゆることが、変化が起きますもので、すべてを漏らさずというのは大変なことなんですけれども、そういうときにどういうふうに対応していくか。今言ったように、現在の中でも平時のときでも、車両のそういうふうな設備が全部使えないとかということが、危機管理監自身をご存じなくても、ほかの方の組織の中でどこかの部門が知っているのと、組織として、それがやっぱり本当に

災害に強いまちづくりになっていくんです。1人で全部知ろうと云って、それは無理ですから。そういうふうな中で消防本部と危機管理室がもっともっと平生から連携を密にしてやっていくことが、だから、現場を知ることが、危機管理室も平時のときには全市的に各地を回るといふくらいの配備があっても、何かあったときでもね。それが私は必要だと思いますので、そういう点だけ。とても11人では足りません、はっきり言って無理ですわ。だから、それをどうやって強くしていくかということがこれからの問題になりますので、一つずつ積み上げていくことが一番大事だと思いますので、ご所見があったら聞かせてください。

吉川危機管理監

吉川でございます。

ご指摘のところは、深く認識もしておりますので、現場は十分動くというふうに私も今認識をしておりますので、ただ、今、連携という言葉一つで終わってしまっておりますが、そうではなくて、日頃の綿密な、私が全部把握するというのではなくて、危機管理室として把握しているんだと、全庁的に把握しているんだ、平時から動ける体制なんだという体制づくりの中で、私どもも本年度につきましては各地区を回らせていただいて、全地区で直接お話をさせていただく機会もつくろうというふうに思っておりますので、そういう意味で、現場も把握しながら、システムづくりだと思いますので、そういうプロセスを考えながら検討しながら、今後、さらに充実、強化していきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

以上です。

早川新平委員

さっきもうやめておこうと思っていたんだけど、吉川危機管理監が危機管理局、消防と一体というスタンスでお話をされていたと思うんですが、森委員が指摘していたような消防の情報、例えばはしご車が今使えないんだよという、その情報を危機管理室はやっぱり今のままでは管理できないのか。消防本部と一緒にしたら管理できそうだというお話だったので、僕は危機管理室は危機管理に関する情報は全部つかんでおいて、そして消防を機能させるなりということがないと、これは、消防のあれなのではしご車知りませんでしたわと言うのにちょっと愕然としたんだけど、それはやっぱり危機管理室というの

はそういう情報を把握しておかないと。ここの部分ですよ。

森委員が指摘されたのもご存じですかと、いえ、知りませんと。では、今から風通しがよくて情報が全部入るように動いていただけるのか。いや、別だから、消防と危機管理室が一緒になるとできるというようなニュアンスでお話しされたので、あえてこう言ったんだけど、別に僕は機能さえすればいいと思うんですよ。

ただ、そこに情報の伝達ができていないということが非常に問題で、それで危機のときに指令系統を出したって、はしご車、あそこへ出せよと、火事は出ていないけれども屋上で避難しているかたがいるから出せよと、いや、動きませんといたら、そこからまたへりなりなんなりという後手後手にかかっていく。だから、その情報をやっぱり危機管理室が全部掌握してもらわないと、ものすごく不安というのがあるのね。

逆に言うたら、吉川危機管理監が消防本部を動かすぐらいのことになれば、組織が一緒になるのが別々で独立してやっていようが、僕はあまり問題はないと思うんだわ。あくまでも機能するための組織なので、それを一緒にやったら組織が機能しますよというんだったら肅々とそっちへ行かないといけないのかもわからないけれども、灯台のもとのところをきっちりやってもらわないと、森委員が指摘して我々も初めて今知ったんですけれども、それは重要なことだというふうに思っているんですね。そのところは、さっき言った11人が今いるなら、今、野呂委員が言った、少ないからもっとふやせと言うんだけれども、風通しでいろんな知恵を出してもらって、この精鋭部隊でやってもらって、どうしても少ないんだたらふやせばいいというスタンスなんでね。中身が大事だということを指摘させてもらって終わります。

#### 小林博次委員長

したがって、この項は、現状の危機管理室と消防本部ともうちょっと連携を密にしてほしいし、まちづくりをしようとする今この体制では弱過ぎるので昇格させて、旗をきちっと振ってもらう人がいないとやれないかなということが。

特に、下から2行目、機能強化した、機能強化したというのは危機管理室と消防本部と一体化させてもう少し連携がとれるようにした危機管理局のようなものが現状の消防本部とか、協議、訓練を行いながら実践に向くようにしていくと。

あと、局地的な部分については、地域の防災センターが重要な役割を果たしていくと。以前にもここでそういう指摘がしてあると思うんだけど、そんなようなことで結んでいく。

ただ、一つの地区市民センターで一つの地域で対応できるのかなと、多分難しいと思うので、もう少し広い範囲のセンターで全体をバックアップするというようなこと。だから、水にぶくぶくしないような地区市民センターをもっと拠点化して、ぶくぶくしそうなところを含めて指導しながら、水が引いた段階では小さい範囲に移していく、そんなようなことが実はされていくのかなと。

これは、後ほど、この後の日程、4月19、26日の中で、まとめの中でそんな指摘にしようかなというふうに思うんですが、だから、ここのまとめの項としてはこんな格好で、一体的に指導できるようなそういう体制をつくってほしいということ要望していくということでございます。

文章的にこれでいいですか。

(異議なし)

小林博次委員長

ありがとうございます。では、文章的にはこんなことで。

山本里香委員

別の話でお願いします。今の話はいいです。別件、そのほかの別件。

小林博次委員長

どうぞ。

山本里香委員

前回のときはシステムのことと終始したので、一見気になるのは表のページの中段の当委員会からの意見というところの6行目後半の、伊勢湾の湾口に防波堤を築いたり、防潮堤を補強するなどの津波対策を検討していくべきと考えますということで、もちろん検討するという事の中なので、ただ、文章表記によると、これは前向きにそれをよしとしてということはこの委員会で話し合われたということになるわけなんですけど、防潮堤の補強についてはもちろん老朽化しているところもあるので大変必要だと思っておりますけど、伊勢湾の湾口の防波堤については、研究者の中でも意見が分かれているところもあると思う

んですね。それで、まだ自分自身としても確実にこれが効果が大であるとかというふうには自分ところの中では結論が出せないんですけれども、この特別委員会の中でそういうようなことがよしだから検討していくべきと考えますと提言するということになるんですか。

竹野兼主委員

そういう意見があったということ。

山本里香委員

だから検討なんですか。

この文章だけを見るとすごく強く伊勢湾の湾口に防波堤を築くことをよしとして、それを検討していくべきだと提言しているようなイメージに私は捉えてしまったので、そういうことではないということなのかどうなのか。ただ、ここで伊勢湾湾口の防波堤について深く研究したわけではないのでということが少し気になるんですが、そのところが皆さんの中でそんなことではないんだよというふうに……。ちょっと気になります。

小林博次委員長

このあたりはどうだろうな。さまざまな意見があると思うんだけど。もちろん防潮堤を補強するということが大前提だけど。

竹野兼主委員

こういう津波対策の施策があったという部分では、こんながあるので、それも検討すべきではないのかという意味で、それが効果的かどうかという、これを実際につくるというのは、特別に今の話ではなくて、特別委員会31回の中でこういう意見があって、もしこれが効果的と認められるのであればぜひつくってほしいというようなとり方にすれば、特別そこまで、これが正しいのか正しくないのかというふうに、議会のほうでも判断されたという部分でとるものではないのではないのかなと僕自身は思いますけど。

委員長、どうでしょう。

小林博次委員長

深読みせずに。

竹野兼主委員

そう、深読みせずに。

小林博次委員長

ともかくさまざまなことを一遍検討してほしいと。その中に伊勢湾口の防潮堤とか、それから、既存の防潮堤、これを補強したり、ほかにあればということだと、ほかになかったかな。あまり深く読んでいくとできないことになるのでということ。

山本里香委員

確認をしました。

小林博次委員長

そんなことでいいですか。

(異議なし)

小林博次委員長

では、復興・災害に強いまちづくりのまとめとしてはこの程度に、これでまとめの文章にさせていただきます。

それでは、次に移ります。

資料請求があった点で、資料31-3、活断層と公共施設、それから、資料31-5、これをあわせて説明していただけますか。

吉川危機管理監

吉川でございます。

詳細については担当課長から説明をいたしますが、私から、1点お願いと申しますが、恐縮なんです、我々も意見を申し上げ、あるいはご答弁を申し上げてきているこの30回を超える特別委員会の中で、非常に当初は、レベル1の百年に一回の防災については防災対策、レベル2の千年に一回、これもいつ来るかわからないということですが、これにつ

いてはレベル2ということで、減災対策でいくというふうな国のほうも含めましてそういう方針に従ってやってきているわけなんです、そのようにご答弁を当初から申し上げてきているとは思いますが、その点がちょっと最近、私も自分でご答弁する中で感じておりまして、大変前向きには、限られた予算を最大限生かしていくという点では前向きにご答弁をしているんですが、ちょっとその辺のトーンが少し防災対策のほうに全般に移ったような意識も自分なりにしておりまして、その点、おまとめいただくときに、少し我々のトーンも調整もさせていただきながら、うまくおまとめいただきたい、ご配慮賜りたいということで、先にちょっと説明の前によろしくお願いをしたいと思いますので、恐縮ですがよろしくお願いたします。

以上です。

坂口危機管理室長

危機管理室の坂口でございます。

それでは、資料31 3につきまして少しご説明させていただきたいと思えます。

活断層と公共施設ということで、まず、前段といたしましては、活断層の定義、さらに推定活断層、これの定義について記載された文面でございます。中央部に写真等があるんですが、この写真につきましては、少し参考となろうかということで、「三重の活断層」から抜粋させていただきまして、1999年に発生いたしました台湾の大震災で活断層直上に建てられた建物と、その右側に少し写っているんですが、少し離れた建物、これの損壊状況の違いというのがこの写真から見てとれるかなと思えますので、これをつけさせていただいております。

それと、下段につきましては、活断層がある可能性のある公共施設ということで、活断層付近の公共施設、現段階で把握している8施設につきまして記載をさせていただいております。河原田小学校、同校西側の耐震性緊急貯水槽、それと南中学校、泊山幼稚園、山手中学校、河原田地区市民センター、前田町の市営住宅、羽津地区市民センター、羽津中学校というようなことになっております。

それと、前回の委員会のほうで少しご質問がございました津波により浸水する地区市民センターと、それに加えて内水氾濫等によって浸水のおそれがある地区市民センターについての調査でございますが、これにつきましては、平成17年に作成された資料に基づきまして調査させていただいた結果、内水氾濫によって地区市民センターが浸水する個所は現

在のところが無いということが出ております。これにつきましても、今後、また防災マップ等、新しいものをつくるときに再度調査、地形等も変わっておりますので、調査等も含めてやっていきたいと考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

それでは、続きまして、1ページ飛ばさせていただきます、資料31 5でございます。

これにつきましては、前々回の委員会のほうの資料29 3で一旦お示しさせていただきました伊勢湾台風における被害概要ということで図面を提出させていただきましたが、非常に見にくいということでございましたので、改めまして、少し見やすい図面に切りかえさせていただきます、色もわかりやすくなったと思いますので、新しい図面として、資料31 5として新たに提出させていただくというものでございます。

私からは以上でございます。

小林博次委員長

資料31 4の修正部分は。

矢田消防救急課長

消防救急課長の矢田でございます。

資料31 4についてご説明させていただきます。

前回、30回目のときにも消防分団車庫一覧表という形で資料を出させていただきました。その中で、海拔、そして地区市民センターと隣接している状況がわかる表ということで今回つけさせていただきます。

海拔につきましては、小数点以下の表示でございます。そして、海拔5 m以下の地域に立地する消防分団車庫につきましては網かけをつけさせていただきます。合わせて10カ所浸水する箇所がございます。済みません、海拔5 m以下の地域に立地するのが10カ所でございます。

それと、地区市民センター、総合支所と隣接している車庫につきましては21カ所、これにつきましては、道路を隔てている、例えば内部消防分団等ございますけれども、こういった部分につきましては隣接という解釈をさせていただいております。

なお、30回のときの委員会資料では、詰所として利用しない分団車庫等も掲載しておりましたが、今回は主立ったところ、各分団25分団の詰所として利用する車庫、詰所という形での一覧表に今回改正させていただきました。

資料については以上でございます。

小林博次委員長

10分ほど休憩させてもらって、休憩後、質疑を再開します。この時計で11時まで休憩。

10 : 49 休憩

11 : 03 再開

小林博次委員長

それでは、再開します。

資料に対して質疑があれば。もしくは意見があれば出してください。特にないと思いませんけど。

(なし)

小林博次委員長

では、この程度にとどめて通り越します。また思い出したら途中でも結構です。思い出さないほうがありがたいです。

それでは、資料31 6 1と 2、これは前回も出ささせていただきましたが、残りだったので、きょう、ご論議いただきたいと思います。

では、これはどうしましょう。ちょっとかいつまんだ説明だけさせていただきますかね。急所だけ説明を。

一川議事課主幹

どういうふうに。

小林博次委員長

1ページ目の目次のところの第1節から第5節まで。

## 一川議事課主幹

そうしましたら、四日市市災害対策基本条例の案ということで、資料31 6 1のほうで条文の案を書かせていただいたのと、その次の資料31 6 2で四日市市の一番左端に、この四日市市災害対策基本条例の案を順番に、こちらの資料31 6 1のものを順番に書かせてもらってあって、残りは参考に東京都港区、先駆的に防災対策基本条例を作成された東京都港区と、あと、行政がつくったところで秋田市の災害対策基本条例と、あと、議会が特別委員会とかを構成してつくりました岡崎市の防災基本条例と、あと、和歌山市のほうも現在策定中、今ほぼ策定できてきているところだと思うんですけども、私がこれを作成しているときに策定中であった和歌山市で策定をしました災害対策基本条例、こちらでも議会が提案したということなんですけれども、一応、参考に四つ横に並べさせていただきまして、たたき台という形で四日市市災害対策基本条例という形の案を作成しております。

概要といたしましては、第1章、総則ということで、第1条から第4条は通常あります前文ですとか、目的とか言葉の定義、基本理念といったところを整理させてもらってまして、第2章のほうで、市民、事業者、市、議会の責務ということで、議会の責務というのは、行政がつくった最初の二つにつきましては記載はないんですけども、議会が提案して作成された和歌山市と岡崎市のほうでは議会の責務というのも規定しておりましたので、そちらのほう、私ども、四日市市のほうでもたたき台として議会の責務も入れて作成をしているところでございます。

四日市市災害対策基本条例案の第3章、予防対策というところで、形といたしましては東京都港区のものに近い形になるんですけども、そちらの予防対策というところで、災害に強いまちづくりの推進、第2節で地域防災力の向上、第3節で防災教育と啓発活動の推進。第4節で臨海部地域の防災対策ということで挙げているんですが、こちらの第4節につきましては、他都市には特に策定しているところはなかったのですが、特に四日市市の場合は、コンビナート地域の防災対策というのが一つの特徴かなというところもございましたので、こちら、第4節のほうでコンビナート地域を中心としました臨海部の防災対策という条項を入れさせてもらっているところでございます。第5節で災害時要援護者対策ということと、あと、第6節のほうで業務継続計画という形で案のほうをつくってございます。

こちらのほう、第4章、応急復旧対策というところで五つ節を設けておりまして、第1

節、応急体制等の整備。第2節、避難対策。第3節、帰宅困難者対策といったところにつきましては、他都市のほうでも規定しているところが多いので、そのあたりのところを参考にしております。あとは第4節、仮設住宅対策というのが、あまり規定している市はなかったので、実は和歌山市だったかな、一つだけ仮設住宅について少し記載しているところがありましたので、そちらのほうもあったのですが、そちらよりはもう少し内容を膨らませた形でこの特別委員会でお話し合いをしていただいたところなんかも参考にいたしまして、少し内容を記載させてもらっております。他都市にはあまりないところで、第4節という形で作らせてもらっているところがございます。第5節、ボランティア等への支援というところで、こちらにつきましては、全体的にどの市でも記載はしているところで、そちらを参考に作成をさせてもらっているところがございます。

あと、第5章、復興対策というところで、こちらのほうも、他都市、たくさん作成をしておりますので、そちらのほうをもとに復興対策という形で挙げさせてもらったところで、こちらの委員会で話し合ってお協議いただいたところなんかも入れながら、たたき台という形でこういったものを作成させていただいたところがございます。

以上、簡単でございますが、説明でございます。

小林博次委員長

ありがとう。

というぐあいにはたたき台を前回お配りさせていただきました。あと、これをここで審議というよりは、こういう条例をつくってくださいということで、理事者のほうに要望、この委員会としてはそういう要望をしていきたいと思うんですが、あと、言葉が多いとか、足りないとか、もう若干のことは勘弁してもらいたいですけれども、あれば出してもらって、補強なりをしていきたいなど。

土井数馬委員

中身じゃないんですけども、第3章の予防対策の第4節のところ、臨海部地域のここでは防災対策となっております。6ページの第4節では災害対策というふうになっているんですね。これはどっちがあれだろう。さっきの説明は防災対策。そこだけそろえてもらって。

小林博次委員長

文言のあれだね。

一川議事課主幹

防災対策となっていると意味が重なっているかなということで、災害対策というふうに変えたものですから、どちらのほうがいいかはご協議いただければ。

小林博次委員長

それは統一しておかないといけないな。

防災対策。

一川議事課主幹

災害対策。

小林博次委員長

災害対策。

一川議事課主幹

条例の名前も災害対策基本条例としております。

小林博次委員長

災害対策基本条例だな。では、災害対策だな、用語の使い方。

第3節で、これは防災教育は防災教育で、第3章の第4節の防災対策は災害対策にという用語にしますかね。

小川政人委員

水を差すつもりはないんだけど、ただこれは、議員提案で条例をつくるのかというと、今、委員長のほうは、こういうものをつくれという要望を理事者側にやるという話だったもので、あくまで四日市市災害対策基本条例をつくってくれという提案を市側にするのであれば、ここの文章、細かいこと、我々で議論してもしょうがない話で、本当に議員提案

の条例をつくるのであれば、別途議会で、委員会なりで逐条、全部すべて、法令も合わせてやらないといけないけど。ただ、すんなりと、理事者側にこういう条例をつくったらどうだという提案をするだけなら、そこはあまり骨の議論を深く。会派のほうでもそういう話をしたら、それをするんだったら、もっといろんな会議を開かないといけないということやったもので、さらっとつくったらどうだというぐらいで、とどめておいていただいたらありがたいなと。

小林博次委員長

行政側でこういう条例をつくって対応してほしいと。こういうことのたたき台をつくらせてもらったと。

字句とか使い方に問題があればまずいので。これとは、まったく違うものが出てくるかもわからないのでね。

これはこんなことでよろしいかね。

(異議なし)

小林博次委員長

では、そういうふうに提案をさせていただきます。

あと、日程的に4月19日と4月26日で、全体のまとめの文章を少しつけたいと思うんです。それから、前から言っているように、我々が議論する資料はたくさんいただきました。議論して数字も変わりました。今度は市民の皆さんに見ていただくために、さまざまな資料を添付しないといけないかなということで、この中で必要な資料、市民にわかりやすいようにしたものを報告書の中へ加えたいと思うんです。ですから、それ用の資料を整えて、この4月19日全体のまとめ案と、それから、その資料、これをお示ししたいと思いますので、よろしく願いをしたいと思います。資料のたたき台を出してから、これは多いとか少ないとか、やってもらったほうが早いな。そんなことにします。

そうすると、きょうのところは物足りませんが、この程度にとどめたいと思います。

何かありますか。

樋口博己委員

ちょっと条例に戻って申しわけないんですが、今、小川委員のご意見があって、それで合意できたんだろうなと思っているんですけども、時期的にこれぐらいをめどにというぐらいは少し求めていくといいのかなと思うんですが、その辺、ちょっとご意見ありましたら。

小林博次委員長

ちょっと理事者のほうに質問だけど、吉川危機管理監。これ、条例をつくってくださいよと出すと、どれぐらいの速度で。つくってくれる気はあるのかな。つくってくれるのかな。その辺は、つくろうと思っているわけだろう、多分な。思っているよね。思っているとのぐらいでつくるのか、ちょっと質問があったから。

吉川危機管理監

吉川でございます。

この趣旨はよく理解しておりますので、条例という形で、特に我々も自助、共助の部分では、市民の皆様にもう少し責務としてご理解をいただく分もいるのかなということで、それ自体を反対するものではございませんけれども、ただ日程的に、法令とも十分調整したいと思いますし、それから、各市町でもつくっているところがありますので、その状況、それから、本当に必要な趣旨を十分検討させていただいて、それで少し時間もいただきたいなというふうなところもありますので、具体的にという大変な恐縮なんですけど、どうでしょうか、この報告がなされる時点から数カ月というのは非常にタイトなスケジュールになりますので、1年、十分検討の後というぐらいでいただけたらなというふうに考えておりますが、あとはひとつよろしく願いいたします。

以上です。

小林博次委員長

あまり急いでいないような感じなんだけど、実はこういう条例をつくっていく過程が、市民の皆さんに防災というのはどんなことなのかということと、自分たちの行動範囲、どんな行動をしないといけないかというあたりも、お互いが理解をしていく過程にもなるので、できるだけ速やかに取り組んでいただくことをお願いしたいのですが、こういう話を聞いて、また持ち帰って一遍議論していただいて、多分早くやりたいという気になると思

うので、また次回でもご答弁いただきますかね。

では、きょうのところはこの程度にとどめさせていただきます。ありがとうございました。

11 : 18 閉議